

## 8. 取り組みの体系

### 1. 性差別や暴力をなくし、人権を守る

#### (1) 性差別の解消に向けた男女共同参画意識の醸成

性差別の解消に向け、行政や企業、家庭や地域内における男女共同参画意識を醸成するための取り組みを進めます。

##### 【取り組みの方向】

- 性差別の解消に向けた男女共同参画意識の醸成については、一般論的な学習・啓発にとどまることなく、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待問題などの暴力問題を始めとした具体的なテーマと関連づけて進めます。
- 取り組みの具体化にあたっては、例えば児童虐待については保健や福祉部門というように、関連するさまざまな部門の事業と連携し、それぞれの活動機会をとらえて男女共同参画の視点を盛り込むなどして、効率的・効果的な展開を図ります。特に、対人援助の専門職を対象とした働きかけを重視します。
- 市民に対する啓発・学習についても、意識の覚醒が次の行動へのステップアップにつながるように、プログラム体系を整備します。

#### (2) 不適切な性差の持ち出しの是正

行政政策において性差が不適切に持ち出されていないかを点検し、是正を進めます。また、社会制度や慣行についても男女共同参画の視点で適切かどうかの点検を行ない、是正が進むよう働きかけます。

##### 【取り組みの方向】

- 女性と男性の取り扱いが異なるものについて、合理性が認められるかどうかを点検し、不合理なものについては是正を進めます。
- また、性別分類それ自体についても、不必要または不適切な場合については、行なわないように働きかけます。

#### (3) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス防止のための対策を推進するとともに、市内企業等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策を促進します。

##### 【取り組みの方向】

- ドメスティック・バイオレンス防止に向け、系統だった対応策を強化します。具体的には、配偶者や恋人など近親者の間で発生する暴力がドメスティック・バイ

オレンスという人権侵害行為であるという認知を促進するための情報提供活動、周辺の人から相談を受けた場合の適切なサポートのあり方に関する教育的活動、相談支援窓口の整備、被害者支援を行なう市民組織（NPO）の活動基盤整備、関係行政機関・NPO の連携強化、緊急的な保護システムの整備、被害者に対する心理的サポートや自立支援、加害者矯正プログラム等を進めます。

- 対応策は速やかに系統だったものを確立することが求められていますが、事態の深刻さを踏まえ、具体化可能なものから段階的に実施することとします。特に、暴力の被害を受けた女性に対する相談・支援対策については、施策上 1 つの柱として位置づけ、具体化を進めます。
- 情報提供手法については、「広報ひらかた」がもっとも有効であると思われませんが、ドメスティック・バイオレンスが焦点化する世代においてはインターネットなどの IT 活用に期待する声も多く、情報によるエンパワーメントの一環として、積極的な対応策を進めます。
- セクシュアル・ハラスメント対策については、地域のあらゆる企業組織で対応策の確立が可能となるように支援を行ないます。
- 児童虐待など他の暴力事例も含め、人権が尊重される地域社会の形成に向けて市民の暴力に対する認識を高める取り組みを進めます。

#### **(4)暴力被害女性に対する相談・支援対策の充実**

ドメスティック・バイオレンスなどの暴力被害を受けた女性に対する相談・支援対策を充実します。

##### **【取り組みの方向】**

- ドメスティック・バイオレンスなどの暴力被害を受けた女性に対する相談・支援対策については、周辺の人から相談を受けた場合の適切なサポートのあり方に関する教育的活動、相談支援窓口の整備、被害者支援を行なう市民組織（NPO）の活動基盤整備、関係行政機関・NPO の連携強化、緊急的な保護システムの整備、被害者に対する心理的サポートや自立支援を進めます。
- これらの対策の実施にあたっては、被害者の安全や人権の保障を最優先し、市や府の関係行政機関と NPO が適切な役割分担と連携を強化します。特にドメスティック・バイオレンス事例に遭遇する可能性の高い関係行政機関職員が適切に被害者のサポートが行なえるよう、男女共同参画の視点等について研修等を強化します。

#### **(5)児童虐待の防止**

児童虐待に関する相談体制の充実、関係機関の連携強化など児童虐待の防止対策を推進します。

## 【取り組みの方向】

- 深刻な虐待事例については、早期の発見と適切な対応が重要であり、関係機関の連携と協力体制の整備を進めます。
- 相談対応においては、当該保護者のおかれている状況理解や解決方向の考察において、相談対応者の基本的な発想が大きく影響するため、こうした職員に対して男女共同参画の視点等について研修等を強化します。
- 児童ポルノや児童買春など、子どもに対する性的虐待の未然防止を図るための取り組みを強化します。特に子ども自身が、自らの尊厳を守り、性的暴力から身を守る能力を高めるためのCAP(Child Assault Prevention／子どもへの暴力防止プログラム)などを、教育関係機関との連携を図りながら系統的に実施します。

### (6) 情報リテラシーの充実、情報基盤の整備

女性の人権を尊重した表現や不適切な性差を持ち込まない表現を推進します。

また、男女が健やかに、自立して暮らせるために必要な社会基盤に関する情報を容易に取得できるための情報基盤を整備するとともに、市民の「情報に対する主体的な読み取り・活用能力」(情報リテラシー)向上を支援します。

## 【取り組みの方向】

- 行政の刊行物において女性の人権を尊重した表現や不適切な性差を持ち込まない表現を推進するためのガイドラインを策定するとともに、普及を図ります。
- 学校教育や社会教育、消費者教育活動などの場において、市民の情報リテラシー向上を支援するための取り組みを進めます。
- 男女共同参画形成に向けた拠点施設としての役割が期待される「メセナひらかた」においても、パソコン設置などのIT基盤の整備を進め、情報によるエンパワーメントを促進します。

### (7) 苦情処理、権利擁護体制の整備

性差別や人権にかかわるさまざまな苦情や相談への対応体制や関係機関の連携を充実・強化します。

## 【取り組みの方向】

- 個別的な相談事項に対する適切な相談窓口の整備とともに、問題が未整理なままでも気軽に相談でき、課題の整理が可能な総合的な相談窓口を確立します。
- 男女共同参画に関する行政施策に対する苦情については、市民意見の聴取窓口とその取扱いを明確にします。

- 男女共同参画に関わる市民間の紛争処理については、適切な紛争処理機関に関する情報提供等の相談窓口を明確化します。

## 2.男女が健やかに、自立して暮らせる社会基盤を整備する

### (1)生涯を通じた健康保持、増進の支援

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識を浸透させるとともに、生涯を通じた健康の管理・保持増進のための支援を充実します。また、性感染症予防のための取り組みを推進します。

#### 【取り組みの方向】

- リプロダクティブ・ヘルスはライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置づける理念です。今なお、「女性は子どもを生んで一人前」といった考え方が根強くあるため、女性には、いつ何人子どもを生むか生まないかを選ぶ自由があるという認識の浸透を図り、女性に対するこうした社会的抑圧をなくすための取り組みを進めます。
- 性感染症、望まない妊娠や中絶など、女性の健康を脅かす問題について、安全な避妊・中絶、性感染症の予防などに関する正確な情報提供を行なうとともに、学校教育や生涯学習部門と連携して、男女が対等で安全な性関係を持てるよう教育・学習機会の充実を図ります。また、生涯を通じた健康増進のための取り組みを充実します。
- 正確な情報に基づき自らの健康について自由に選択・意思決定できるように、市民病院においてインフォームド・コンセントを徹底します。

### (2)男女が共同して子育てができるための支援

多様な保育サービスを充実するとともに、子育てにかかわる人と情報のネットワークづくりなど子育てに関する相談支援体制を整備します。特に、新しく子育てに取り組むこととなる男女への教育・支援を強化します。

#### 【取り組みの方向】

- 低年齢児保育、延長保育、緊急・一時保育などの保育所サービスや留守家庭児童会事業など、子どもを健やかに生み育てることと仕事との両立が図れるよう、引き続き、多様なニーズに対応した多様な子育て支援の仕組みを充実します。特に、出産直後の子育てや生活の支援について検討を行ないます。
- ひとり親家庭で、子どもの養育を抱えて経済的・社会的自立の困難な家庭に対しては、福祉面での支援を引き続き進めます。

- 保育所、幼稚園などの施設を活用しながら、初めて子育てに取り組む親に対する相談・支援、実地的なノウハウの提供などを充実するとともに、こうした取り組みを広く周知し、地域における子育てネットワークの創出につなげます。
- 自らの子育てを終えて子育ての支援が可能な市民と、子育ての支援を必要とする市民の相互扶助を促進する「ファミリーサポートセンター事業」や、子育てサークルの支援、地域における子育てネットワークの創出など、利用者を限定した施設サービスにとどまらない新たな子育て支援施策を充実します。
- 父親が子育てに主体的に取り組むことができるように、子育てに対する能力や技術の向上を図るための支援を行ないます。

### **(3)安心して老いることができるための支援**

高齢者が安心して暮らせる介護・生活支援体制を整備し、介護負担の軽減を図ります。

#### **【取り組みの方向】**

- 市民自治の観点に基づく介護保険制度など特色ある高齢者介護の仕組みをつくりまます。また、病院と診療所の連携を強化するなど、地域の保健医療体制を充実します。
- 契約型の福祉サービスが広がっていることに伴い、相談体制を充実し、一人ひとりが主体的な選択を行なうのに必要な情報提供などの支援体制を整備します。また、苦情を受けとめ、権利を守る仕組みをつくりまます。
- こうした体制整備の中では、男女高齢者が抱えている社会的・文化的性差に基づく諸問題を十分考慮し、とりわけ単身高齢女性の経済的自立、あるいは高齢男性の日常生活上の自立などを支援します。

### **(4)障害のある人が自立して暮らすことができるための支援**

障害のある人が自立して暮らすことができるための多様な支援体制を整備します。また、障害のある子どもと親に対する多様な支援体制を整備します。

#### **【取り組みの方向】**

- 障害のある子どもたちの成長を支え、自立して暮らすことのできる地域社会をつくるため、多様な支援体制を整備します。
- 知的障害などのある女性障害者のリプロダクティブ・ライツなどの人権を守る取り組みを強化します。

### **(5)高齢者や障害のある人の社会参加を促進するための支援**

高齢者や障害のある人の、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域活動への参加機会の充実を図るとともに、参加のための多様な支援体制を整備します。

#### **【取り組みの方向】**

- 高齢者や障害のある人が、性別にかかわらず、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域活動への参加する機会の充実を図るとともに、参加のための多様な支援体制を整備します。
- 学園都市としての特徴を活かし、市内大学と連携して多様な生涯学習活動を支援します。

### 3.男女の良きパートナーシップを築くことができる子どもたちを育む

#### (1)男女平等を推進する教育、学習の推進

男女の良きパートナーシップを築くための男女平等教育・学習を推進するとともに、学校運営・PTA などにおける男女共同参画を促進します。

##### 【取り組みの方向】

- 人々の意識に男女の平等や女性の人権の尊重を根づかせ、女性が社会のあらゆる分野で力をつけ、その責任を果たし、また、男性が家庭や地域に主体的に参画するようになるために、学校において行なわれる教育や学習が先導的な役割を果たすことができるよう努めます。そのため、男女平等教育指導事例集を配布・活用するとともに、学習機会を十分に確保します。
- 児童・生徒間において行なわれるものを含めて、学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、学習機会の確保などの取り組みを進めます。
- 学校において必要以上に女子と男子を分ける各種の慣習・慣行については、性別による役割分担の固定化や、一人ひとりの個性を損なうことのないように見直しを進めます。
- 学校運営においては、教員における適当な男女のバランスの確保に努めるとともに、女性管理職の増加など、学校における政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。
- PTA 活動や役員の構成において、男性や働く女性の参画を促進するとともに、活動内容に男女の平等や女性の人権の尊重、男女共同参画の視点が浸透するように努めます。

#### (2)多様な選択を可能にする教育、学習機会の充実

子どもの個性を伸ばし、多様な選択を可能にする能力を高めるための教育・学習を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携し、子どもの基礎的な生活力を育みます。

##### 【取り組みの方向】

- 子どもが性別にとらわれずに個性を伸ばし、自らの人生において多様な選択を可能にするための能力を高める教育・学習を推進します。

- 子どもが自らの生き方を考え、将来の目的意識を持ち、女子向き・男子向きといった固定的な考え方にとらわれることなく、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることができるよう支援します。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもの基礎的な生活自立のための能力を育みます。

#### 4.男女共同参画型の地域経済・社会システムの構築を促進する

##### (1)雇用の場における女性労働者の権利保障の推進

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策を推進するとともに、働く女性の妊娠・出産にかかわる保護を促進します。また、パートタイム労働者や派遣労働者の権利保障を推進します。

##### 【取り組みの方向】

- 市内企業において、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理が行なわれること、女性の職域の拡大・女性管理職の拡大が積極的に進められること、および妊娠中や出産後も安心して働ける環境の整備を促進します。
- パートタイム労働や派遣労働者の雇用の安定や適正な労働条件等の確保を促進するとともに、労働相談等を充実し、被雇用者の権利保障を推進します。
- 商工業等の自営業において、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、自営業における経営と家計の分離等を促進します。

##### (2)育児・介護を行なう労働者の雇用の継続を図るための環境整備

育児・介護休業制度の導入・定着の促進や、育児休業者・介護休業者が職場復帰しやすい環境整備を進めます。

##### 【取り組みの方向】

- 性別にかかわらず、育児や介護といった家族的責任を持つ労働者が差別を受けることなく、できるだけ職業上の責任と家族的責任とを両立することができるようにするため、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、および育児や家族の介護を行なう労働者が働き続けやすい環境の整備を進めます。
- 男女労働者が共に職業生活と家庭生活との両立を図ることができ、また、地域社会にも参加することができるようにするという観点に立って、その基礎的条件である労働時間短縮の促進に努めます。

### **(3)職業能力の開発と就業支援**

情報技術（IT）への対応能力を促進するなど、就労希望者に対する職業能力開発の支援や、情報提供体制の整備など就業支援を促進します。

#### **【取り組みの方向】**

- 急速な情報技術（IT）の進展など産業構造の変化に対応して、就労希望者に対する職業能力開発の支援や、情報提供体制の整備など就業支援を促進し、再就職を支援します。
- 育児等のために退職した女性が、再就職によりその能力を発揮していくことが今後一層求められることから、女性の再就職に向けた支援の充実を図ります。

### **(4)コミュニティ・ビジネスの起業促進**

子育てや介護の支援、社会参加の促進、環境の保全、さまざまな学習支援、地域情報の発信など、地域に存在するさまざまなニーズを受けとめ、その解決のための取り組みを有償労働化していく多様なコミュニティ・ビジネスの起業を促進します。

#### **【取り組みの方向】**

- 経済と生活が両立する新たな職住近接の就業の場を確保し、地域課題の解決を図るため、コミュニティ・ビジネスの起業を促進します。

### **(5)NPO など自発的・主体的な市民活動の基盤整備と連携強化**

男女が健やかに、自立して暮らせるために必要な社会基盤を支え、コミュニティ・ビジネスの主体ともなるNPO など自発的で主体的な市民活動の基盤を整備するとともに、連携を強化します。

#### **【取り組みの方向】**

- 今後の社会において特に重要な意味を持つ、教育・消費・環境などの課題に対応するため、ボランティア、NPO などによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図ります。

## **5.総合・連携・参加・評価を重視した推進体制の確立**

### **(1)男女共同参画社会形成に向けた拠点施設の整備**

「メセナひらかた女性フロア」を男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの拠点施設（以下「男女共生フロア」という。）としてあらためて位置づけ、(1)さまざまなサポートが必要な女性に対する啓発・学習、相談・支援機能、(2)男女が生き生きと働き、活動する地域づくりや、起業を担うNPO、コミュニティ・ビジネスの活動基盤という2つの役割を担えるよう、機能整備を進めます。



## 【取り組みの方向】

- 男女共同参画社会の形成をめざす拠点施設として、男女共生フロアを整備します。
- 男女共生フロアにおいては、ドメスティック・バイオレンスをはじめとした女性の人権や悩みに対する相談活動、自助グループの形成や具体的な活動への発展を追求する啓発・学習・情報提供活動、交流機会の提供などの取り組みを展開します。
- 急速な情報技術(IT)の進展に対応した活動展開を見据えて、男女共生フロアにおけるIT基盤を整備します。
- 男女共生フロアで実施するさまざまな事業に関する統合機能を強化するとともに、男女共同参画行政担当部署との一体的運営に努めます。また、男女共生フロアにおけるさまざまな企画・運営や、活動を通じて明らかになる政策的課題について研究・検討し、新たな政策展開に結びつけていく体制を整備します。
- 男女共生フロアにおいては、さまざまな事業をサポートするボランティアスタッフを育成し、企画運営を協働して行なう行政・市民のパートナーシップ型運営をめざします。

### (2)政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画の促進

政策等の意思決定と実行の過程への男女共同参画を促進するとともに、行政職員の意識改革や政策形成能力開発のための研修を充実します。

## 【取り組みの方向】

- 審議会、専門委員会等における女性委員数の比率については、目標を35%とし、その達成に努めます。
- 行政における男女別職員構成をバランスのとれたものにするために、女性(部門によっては男性)職員の採用、職域の拡大、能力開発に積極的に取り組みます。
- 行政や教育機関等における管理職に占める女性職員の比率上昇を図ります。
- 男女共同参画社会形成の観点に基づく、行政職員の意識改革や政策形成能力開発のための研修を充実します。

### (3)市民参加による外部評価活動の強化と計画の進捗チェック

市民参加による外部評価活動を強化し、男女共同参画計画の進捗状況を定期的にチェックするとともに、施策の効果を評価しながら、計画展開の見直しを進めます。

#### 【取り組みの方向】

- 行政活動を含めた男女共同参画社会を形成していくためのさまざまな取り組みを対象にして、市民参加による外部評価を行ない、より適切なものに変革していく評価を行なうための考え方や方法論について、研究・検討を進めます。
- 取り組みが次々と展開していく施策については、その展開にあわせた評価の仕組みを組み込み、市民参加によるさまざまな外部評価活動を試行します。
- 行政および教育委員会においても、施策や教育の効果に対する独自の評価活動を強化します。

#### (4)男女共同参画推進条例等の検討

- 男女共同参画社会形成に向けた独自条例制定の必要性について、調査・検討等を進めます。

#### 【取り組みの方向】

男女共同参画社会形成に向けた具体的な施策展開において、独自条例の制定等が必要かどうかを調査・検討します。